③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④　下記に記載する業務においていずれか１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。ただし設計共同体での実績は、出資比率が50％以上のものに限る。

・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅の建築意匠設計業務

※共同住宅は「告示98号別添２建築物の類型六共同住宅」をいう。

※設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。

・平成20年度以降において受注し完了した新築UR賃貸住宅の建築意匠設計業務

※機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む

※設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑵　設計共同体　⑴（但し、④は除く。）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年８月４日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているもののうち、設計共同体の代表者にあっては、⑴④、その他の構成員においては以下のａからｇまでのいずれかの実績を有すること。

ａ　建築意匠　上記⑴④に掲げる実績

ｂ　建築構造（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の建築構造設計業務※２

・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の建築構造設計業務※２

ｃ　建築積算（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の建築積算業務※４

・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の建築積算業務※４

ｄ　機械設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の機械設備設計業務※２

・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の機械設備設計業務※２

ｅ　電気設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の電気設備設計業務※２

・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の電気設備設計業務※２

ｆ　土木（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成20年度以降において受注し完了した新築共同住宅※１における土木工事に係る土木設計業務※２※５

・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３における土木工事に係る土木設計業務※５

ｇ　造園（下記に記載する業務においていずれか１件以上）

・平成20年度以降において受注し完了し新築共同住宅※１における造園工事に係る造園設計業務※２※６

・平成20年度以降において受注し完了した新築UR賃貸住宅※３における造園工事に係る造園設計業務※２※６

※１　共同住宅は「告示98号別添２建築物の類型六共同住宅」をいう。

※２　設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。

※３　ＵＲ賃貸住宅には機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む。

※４　建築積算業務は、工事費算定図作成もしくは実施設計に係る建築積算業務をいい、調査・基本検討業務は除く。

※５　土木設計業務とはＵＲ都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和４年10月版」に記載の「排水」「道路」「舗装」の工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和４年10月版」掲載先（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）

※６　造園設計業務とはＵＲ都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和４年10月版」に記載の「基盤整備」「植栽」「施設整備」のいずれかの工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和４年10月版」掲載先（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）

⑶　配置予定技術者　以下の①から⑫に掲げる要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

①　管理技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験13年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）

②　建築意匠主任技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）

③　建築構造主任技術者は構造設計一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑵ｂに示す業務のうちいずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも可とする。）

④　建築積算主任技術者は建築積算士又は建築コスト管理士の資格を有するものかつ上記⑵ｃに示す業務のうちいずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも可とする。）

⑤　機械設備主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（機械部門または衛生工学部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑥　電気設備主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（電気電子部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑦　土木主任技術者はシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）もしくは技術士（総合技術監理部門または建設部門）のいずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑧　造園主任技術者はシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ（造園又は都市計画及び地方計画））、登録ランドスケープアーキテクト（ＲＬＡ）もしくは技術士（総合技術監理部門または建設部門（都市及び地方計画又は建設環境））のいずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑨　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。なお、実務経験については、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等に掲載されている「建築士資格に係る実務経験の例示表」による。

⑩　参加表明書に記載された管理技術者、主任技術者及び担当技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。なお、建築積算、機械設備、電気設備、土木及び造園の主任技術者